

給水装置工事施工基準を一部改正しました（令和7年4月改正）

◇主な改正点

1 p. 33

水道メーターの敷地境界 1m 以内への移設取組を強化します。

水道メーターが敷地内の奥まったところに設置されている場合、効率的な検針の支障となり、またプライバシー保護の観点などからも望ましくありません。

そのため、住宅の改築等で水道メーターを移設する必要がある場合は原則として敷地境界 1m 以内に移設してください。

また、宅内配管の一部のみ改造する場合（水栓柱のみ増設するケースなど）についても、既設の水道メーターが敷地境界から 1m 以上離れている場合は、水道メーターの移設についてお客様センターから協議させていただきます。

2 p. 33

水道メーターの撤去工事の際に、既設給水管の管種・管径がわかる写真の提出をお願いします。

水道メーターの撤去工事では、サドル分水栓分岐部で閉栓または敷地境界でのキャップ止めをお願いします。

なお、敷地境界でキャップ止めをする場合は、将来的に土地の形状が変わっても閉栓位置が確認できるよう主要な構造物からの距離を2点以上測定し、併せて既設給水管の管種及び管径が確認できる写真を提出してください。

3 p. 34

給水装置を新設する際に、過去に廃止された一次側の給水管を流用する場合は、当該給水管が施工基準を満たす管種でないと流用できません。

経年劣化した給水管を流用する場合、漏水や水圧不良の可能性が高まるため、φ50以下の1次側配管については、ポリエチレン管（一種二層管）を採用することを施工基準で定めています。

過去に廃止された一次側の給水管を流用する場合は、施工基準を満たす管種であることが確認できる写真を提出してください。

※以上の改正点のほかに、給水装置工事施工承認申込書などの様式の変更も併せて行っております。

詳しくは丹波市 HP「給水装置工事施工基準について」をご確認ください。